

一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和4年3月

飯塚市

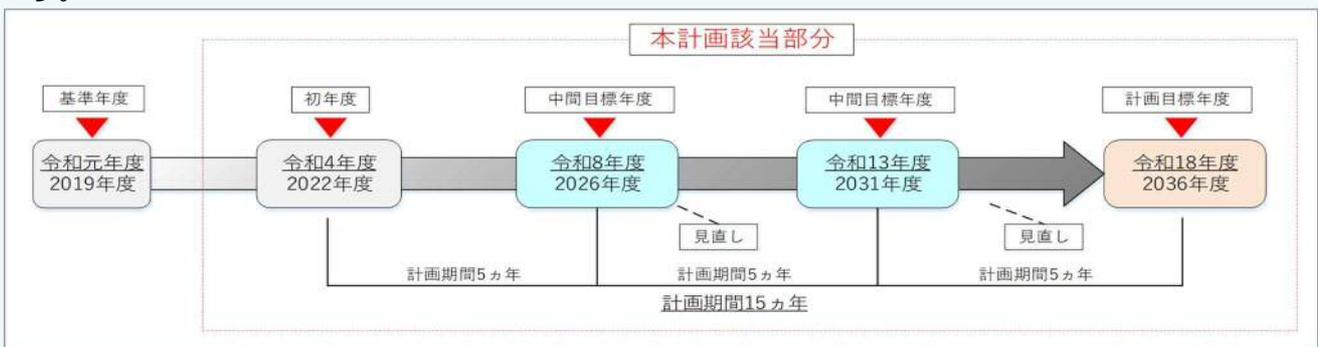
1. 計画策定の目的と計画期間

一般廃棄物処理基本計画の策定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）の第 6 条第 1 項において義務付けられています。

本計画は、廃棄物処理をめぐる社会情勢等の変化に基づき、適切な減量目標と目標達成に向けた施策等を設けることで、中長期的な廃棄物の適正な処理を推進することを目的として策定するものです。

本計画は、「ごみ処理基本計画」「生活排水処理基本計画」の 2 計画により構成されています。

本計画の計画期間は、令和 4 年度を計画の初年度とし、令和 18 年度を計画目標年度とする 15 年間とします。なお、令和 2 年度については、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された年度であり、ごみ排出量等への影響も確認されているため、令和元年度を基準年度としてい



ごみ処理基本計画

2. ごみ処理基本計画の基本理念と基本方針

環境省の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成において国、地方公共団体、国民、事業者等の主体がそれぞれの役割を果たし、協働・連携する必要があるとされていることから、下記の基本理念及び基本方針を掲げます。

基本理念：ごみの発生抑制に向けた住民・事業者・行政による循環型社会の構築

基本方針①：住民・事業者・行政が協働・連携した 3R の推進

「発生抑制」を主体とする 3R 運動（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）に取り組み、住民・事業者・行政の三者が連携して、循環型社会の構築を目指す方針とします。

基本方針②：再生利用・再資源化の推進

ごみの減量化を目的とした施策の推進及び事業系ごみを対象とした施策等を拡充することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図ります。

基本方針③：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

住民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を果たしながら環境に配慮した安全・安心で効率的なごみの収集・運搬及び適正な処理・処分を行う方針とします。

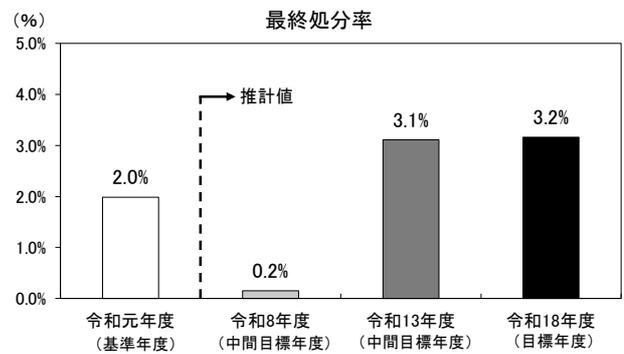
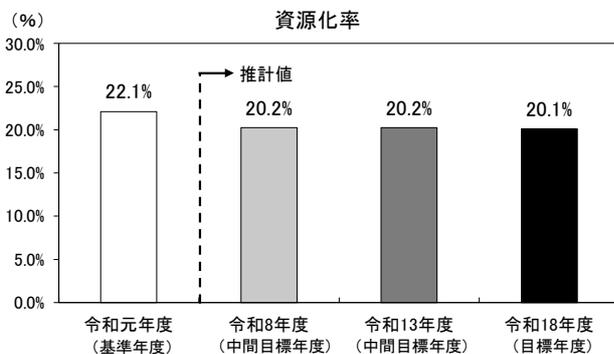
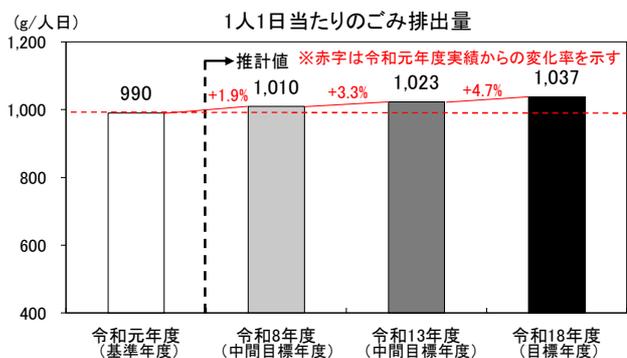
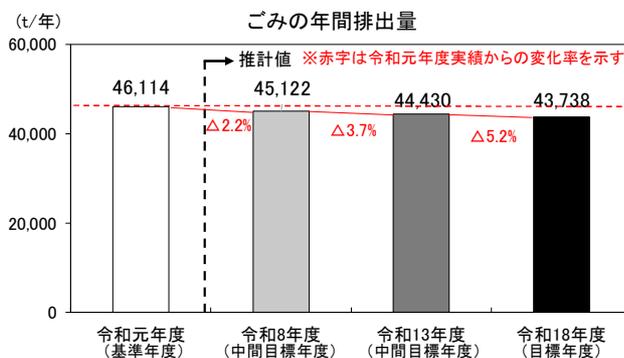
3. ごみの現状推計

現状推計

本市のごみの年間排出量は、令和元年度の46,114t/年から令和18年度にかけて43,738t/年（△5.2%）と人口の減少に伴い減少傾向となりますが、1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度の990g/人日から令和18年度にかけて1,037g/人日（+4.7%）と増加傾向になることが見込まれます。

また、令和5年度以降、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、資源化率は令和元年度の22.1%から令和18年度にかけて20.1%（△2.0%）と減少傾向、最終処分率は令和元年度の2.0%から令和18年度にかけて3.2%（+1.2%）と増加傾向になることが見込まれます。

項目	単位	令和元年度 (基準年度)	令和8年度 (中間目標年度)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (目標年度)
ごみの年間排出量	t/年	46,114	45,122 (△2.2%)	44,430 (△3.7%)	43,738 (△5.2%)
1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	990	1,010 (+1.9%)	1,023 (+3.3%)	1,037 (+4.7%)
家庭系ごみ排出量	t/年	33,506	35,542	31,885	31,215
直接搬入ごみ排出量	t/年	10,596	10,886	11,012	11,107
集団回収量	t/年	2,012	1,694	1,533	1,416
資源化率	%	22.1	20.2	20.2	20.1
最終処分率	%	2.0	0.2	3.1	3.2



※過去5年間（平成27年度～令和元年度）の実績値に基づき推計を行っています

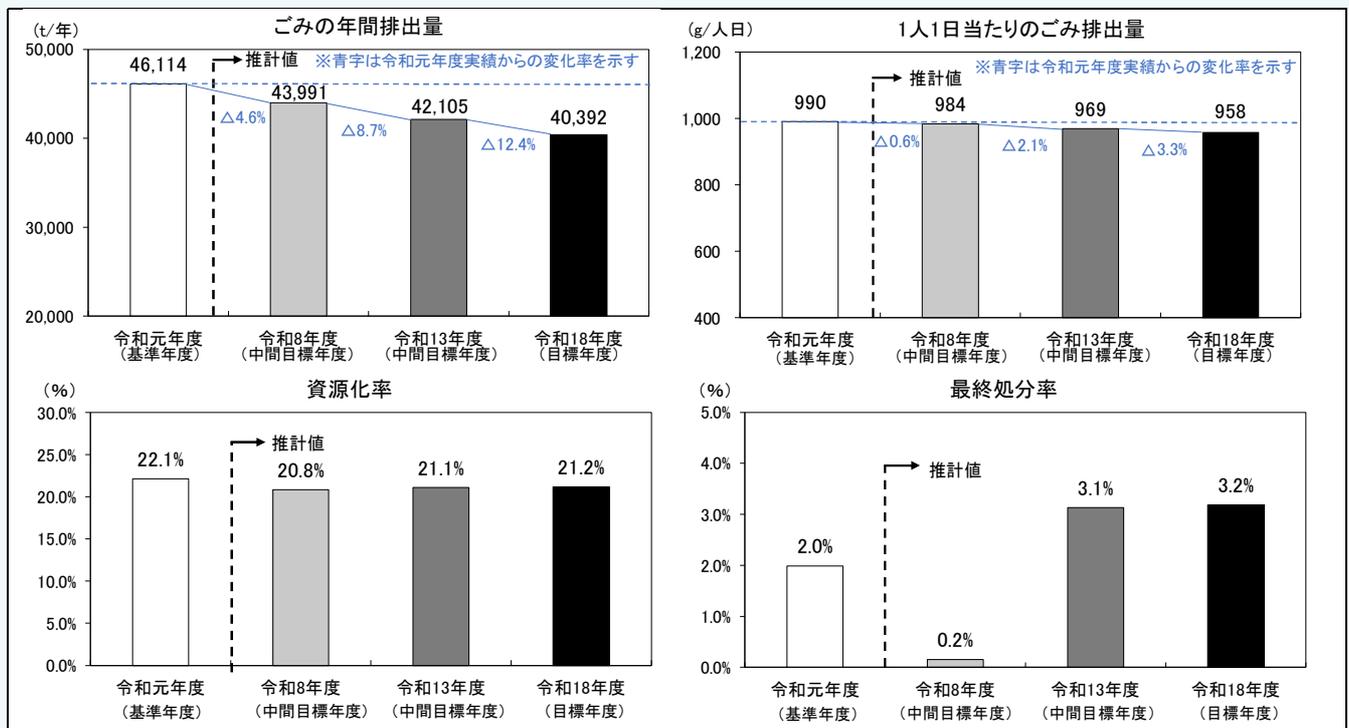
4. ごみの減量目標

ごみの減量目標

本市の可燃ごみを中心に、ごみの減量に向けた取組み（食品ロス対策、水切り施策及び各種広報活動等）により、ごみの年間排出量は、令和元年度の46,114t/年に対し、令和18年度までに40,392t/年（△12.4%）まで、1人1日当たりのごみ排出量において958g/人日（△3.3%）まで削減することを目標としています。

また、適正分別の継続やごみ減量化により、令和18年度の資源化率を約21.2%とし、最終処分率は、令和18年度において約3.2%とする目標としています。

項目	単位	令和元年度 (基準年度)	令和8年度 (中間目標年度)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (目標年度)
ごみの年間排出量	t/年	46,114	43,991 (△4.6%)	42,105 (△8.7%)	40,392 (△12.4%)
1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	990	984 (△0.6%)	969 (△2.1%)	958 (△3.3%)
家庭系ごみ排出量	t/年	33,506	31,711	30,319	29,121
直接搬入ごみ排出量	t/年	10,596	10,349	9,910	9,450
集団回収量	t/年	2,012	1,931	1,876	1,821
資源化率	%	22.1	20.8	21.1	21.2
最終処分率	%	2.0	0.2	3.1	3.2



5. ごみの減量目標達成に向けての施策

ごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。本市においては、以下のごみの発生・排出抑制及び再資源化に関する施策を行う方針とします。なお、基本方針③の中間処理計画及び最終処分計画は、ふくおか県央環境広域施設組合で定めた事項及び方針とします。

基本方針①：住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①ごみの減量化の普及啓発 | ⑤ごみの分別区分・品目の周知徹底 |
| ②レジ袋、過剰包装の削減 | ⑥環境教育の充実 |
| ③3切り運動 | ⑦ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験 |
| ④食品廃棄物・食品ロス | ⑧環境美化活動の推進 |

基本方針②：再生利用・再資源化の推進

- | | |
|---------------|---------------------|
| ①リユースの推進 | ⑤資源回収の推進 |
| ②古着、古布のリサイクル | ⑥廃食用油のリサイクルの推進 |
| ③リサイクル製品の利用拡大 | ⑦ペットボトルキャップリサイクルの推進 |
| ④拠点回収 | |

基本方針③：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

【収集・運搬計画】

- ①効率的な収集・運搬体制の構築
- ②事業系廃棄物の指導・監督
- ③事業系廃棄物の排出量の実態調査
- ④高齢者対応の収集サービス
- ⑤在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底

【中間処理計画】

- ①ごみ処理施設の適正な処理の継続
- ②環境負荷への配慮
- ③広域処理施設の整備

【最終処分計画】

- ①既存の最終処分場の適正な維持管理の継続

その他

- ①災害廃棄物への対応
- ②行政で処理できないものの周知
- ③不法投棄への対応

6. 生活排水処理の体系

本市では、公共下水道、コミュニティプラント施設、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽にて、し尿及び生活雑排水の処理を行っています。

上記から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、飯塚市環境センター、穂波苑、汚泥再生処理センターの3施設で処理を行っています。

7. 生活排水処理基本計画の基本理念と基本方針

単独処理浄化槽及びくみ取り便槽は生活雑排水を未処理で河川等に放流し、水環境の保全に大きな悪影響を与えていることから、公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水の汚水衛生処理率の向上を図ることとして、下記の基本理念及び基本方針を掲げます。

基本理念：快適な生活環境と良好な水環境の保全

基本方針①：地域に応じた生活排水処理の推進

持続可能な生活排水処理が進められるよう、本市の地域の状況に合わせて、公共下水道等の整備や接続、合併処理浄化槽への転換を推進します。

基本方針②：水環境保全のための啓発・指導

水環境の保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図るとともに、汚濁負荷削減対策について指導を行います。

8. 生活排水処理の推計

生活排水の処理形態別人口の推計と汚水衛生処理率の目標値

生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計は以下のとおりです。公共下水道及び合併処理浄化槽の普及を行うことにより、生活排水処理の適正化に努め、汚水衛生処理率を令和2年度の75.4%に対し令和18年度において、78.3%（+2.9%）まで引き上げることが目標としています。

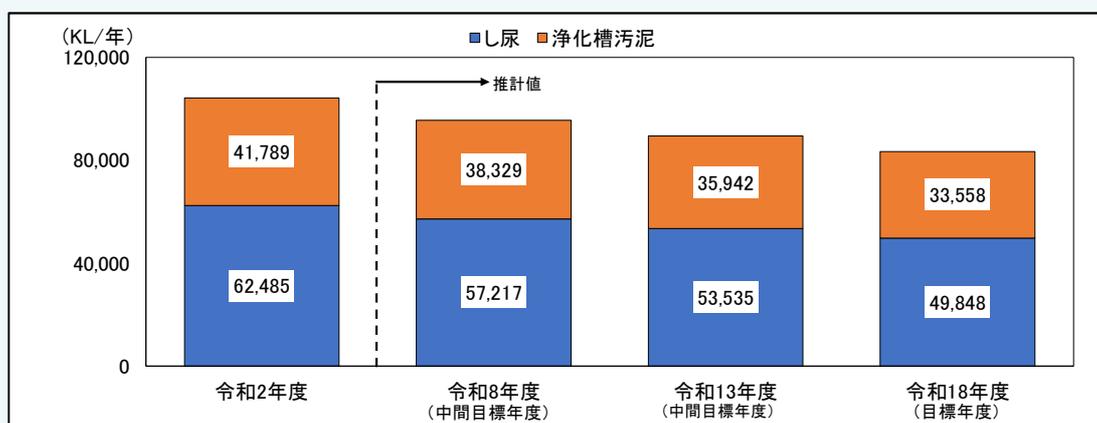
項目	単位	令和2年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (目標年度)
行政区域内人口	人	127,605	122,454	118,991	115,530
非水洗化人口	人	30,351	27,795	26,005	24,214
し尿収集人口	人	30,351	27,795	26,005	24,214
自家処理人口	人	0	0	0	0
水洗化人口	人	97,254	94,659	92,986	91,316
公共下水道人口	人	52,926	53,958	54,818	55,681
コミュニティプラント人口	人	2,292	2,199	2,137	2,075
浄化槽人口	人	42,036	38,502	36,031	33,560
農業集落排水人口	人	238	224	218	214
合併処理浄化槽人口	人	40,766	37,333	34,929	32,523
単独処理浄化槽人口	人	1,032	945	884	823
汚水衛生処理率	%	75.4%	76.5%	77.4%	78.3%

し尿及び浄化槽汚泥の推計

し尿の年間排出量は、人口の減少、くみ取り便槽から公共下水道、合併処理浄化槽への転換に伴い、減少傾向となることが見込まれます。

浄化槽汚泥の年間排出量は、人口の減少に伴い減少傾向になることが見込まれます。

項目		令和2年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和13年度 (中間目標年度)	令和18年度 (目標年度)
し尿	年間排出量 [KL/年度]	62,485	57,217	53,535	49,848
浄化槽汚泥	年間排出量 [KL/年度]	41,789	38,329	35,942	33,558
合計	年間排出量 [KL/年度]	104,274	95,546	89,477	83,406
割合 (年間排出量)	し尿	59.9%	59.9%	59.8%	59.8%
	浄化槽汚泥	40.1%	40.1%	40.2%	40.2%



9. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

収集・運搬計画

①収集・運搬体制の検討

- ・今後の人口推移及び公共下水道・合併処理浄化槽への転換に伴い、し尿排出量の減少が見込まれることから、改めて効率的かつ効果的な処理体制のあり方を検討します。

中間処理及び最終処分計画

※ふくおか県央環境広域施設組合で定めた事項及び方針

①施設の適切な維持管理

- ・本市のし尿を処理している施設には、供用開始後20年以上経過した施設も存在するため、機能維持のための適切な維持管理・補修等を行い、衛生的で安定した処理を行います。

②残渣の減量化

- ・し尿及び浄化槽汚泥の処理過程から発生する残渣は適正に焼却処理等を行い、残渣の減量化を図るものとします。

一般廃棄物処理基本計画

飯塚市 市民環境部

環境対策課 廃棄物対策担当

〒820-0061

飯塚市吉北 118 番地 2

TEL 0948-22-1551

環境整備課 環境衛生係

〒820-8501

飯塚市新立岩 5 番 5 号

TEL 0948-22-5500

(内線：1652・1654)